

〇〇〇〇殿

〇〇〇労働局長

健康管理手帳不交付決定通知書

平成〇年〇月〇日付けをもって本職あて申請のあった_____に係る健康管理手帳交付申請は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 67 条第 1 項の規定に基づく労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 53 条第 1 項の表に掲げる下記の業務又は要件に該当しないため、健康管理手帳を交付しないことを決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定のあった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

この決定に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起することができます（決定があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

記

- 例 1：労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 23 条第 11 号の業務（石綿等（令第 6 条第 23 号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）
- 例 2：令第 23 条第 11 号の業務（石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。）
- 例 3：労働安全衛生規則第 53 条第 1 項の表令第 23 条第 11 号の業務（石綿等（令第 6 条第 23 号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）の項第 1 号から第 4 号まで
- 一 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
 - 二 …
 - 三 …
 - 四 …
- 例 4：労働安全衛生規則第 53 条第 1 項の表令第 23 条第 11 号の業務（石綿等（令第 6 条第 23 号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を製造し、又は取り扱う業務に限る。）の項第 2 号から第 4 号まで
- 二 石綿等（令第 6 条第 23 号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。）に 1 年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から 10 年以上を経過していること。
 - 三 …
 - 四 …
- 例 5：労働安全衛生規則第 53 条第 1 項の表令第 23 条第 11 号の業務（石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。）の項に掲げる要件
- 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。
- 例 6：労働安全衛生規則第 53 条第 1 項の表令第 23 条第 8 号の業務の項に掲げる要件
- 両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。